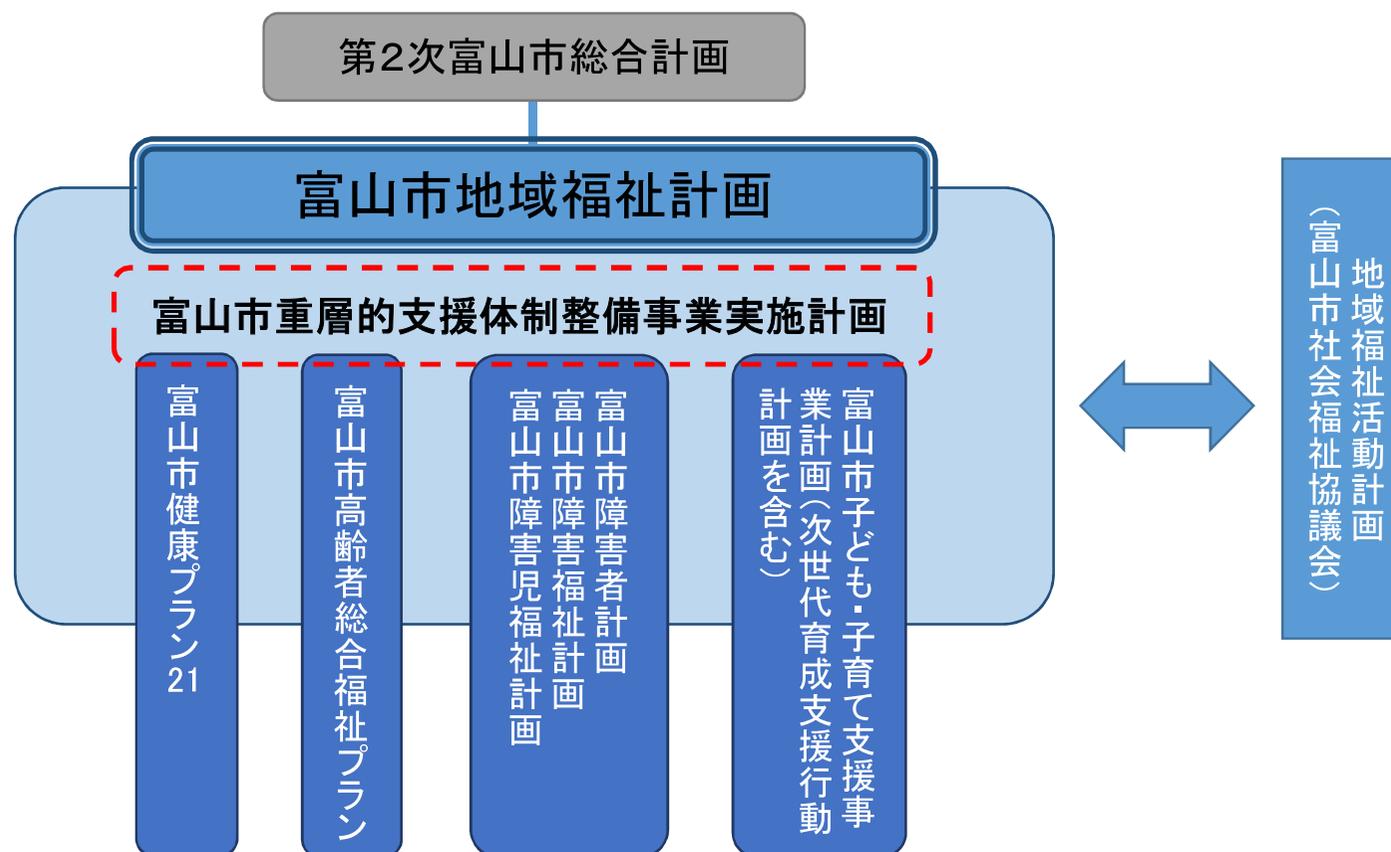


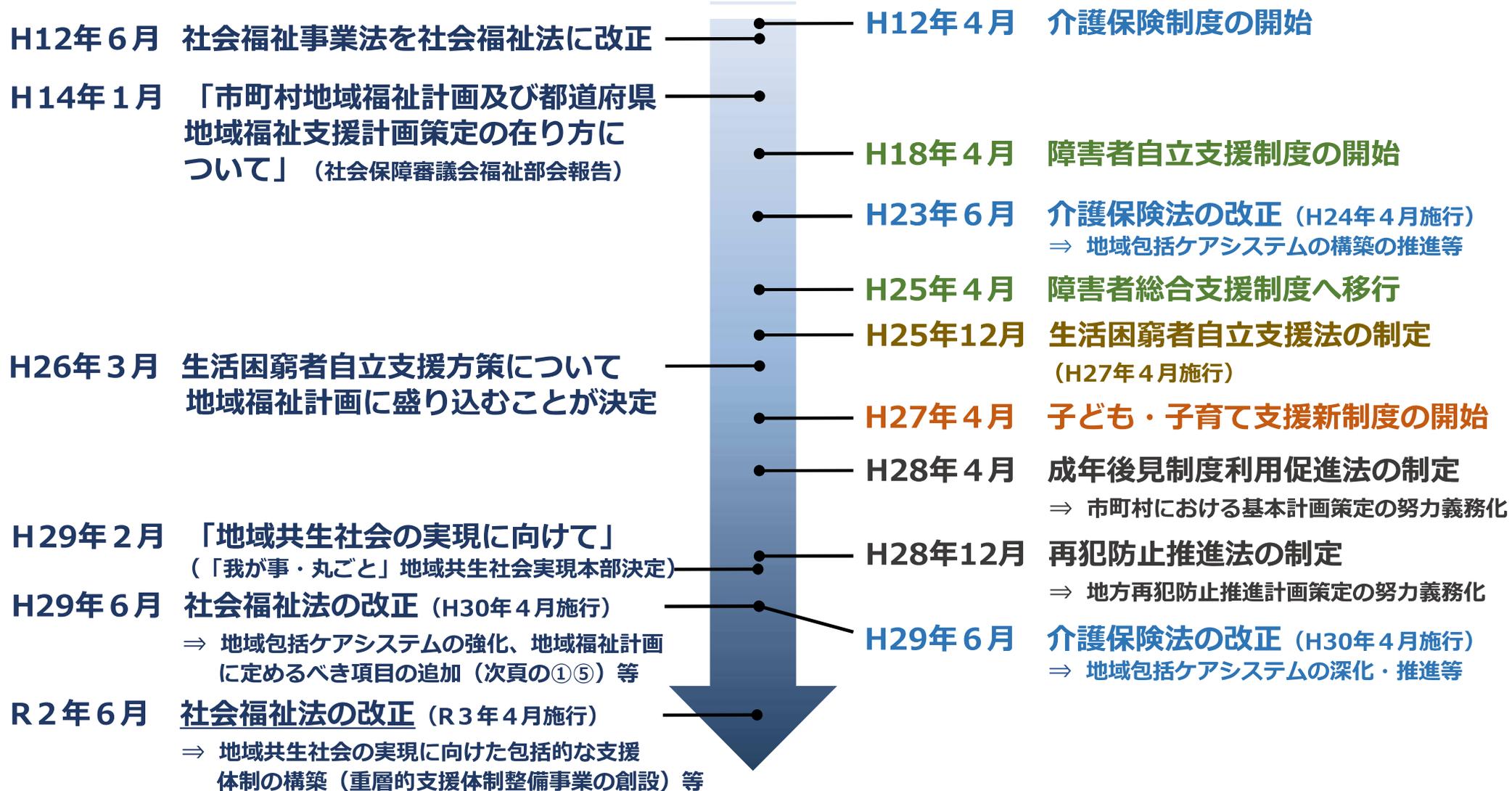
# 地域福祉計画をめぐる制度の概要

# ◆富山市における地域福祉計画の位置づけ

- 高齢者、障害者、子ども・子育て等の福祉に関する個別計画に共通する事項を盛り込み、各計画の「上位計画」として位置付けている。
- 社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業実施計画を踏まえるとともに、成年後見制度利用促進法に基づく市町村基本計画、再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画を包含した計画とする。



# ◆法改正などの国の動向 — 年 表 —



# ◆地域福祉計画策定のガイドライン

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項



## 富山市地域福祉計画 (R元～R5年度)

### 【基本理念】

「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをめざして」

### 【基本目標】

- ① 市民協働による共生社会づくり
- ② 福祉サービス基盤の強化
- ③ 安心・安全で暮らしやすい地域づくり
- ④ 市民が誇りを持てるまちづくり

### 【重点課題】

- ① 地域づくりの推進
- ② ささえあい意識の醸成
- ③ 一人ひとりが尊重される社会づくり
- ④ 相談体制の充実
- ⑤ 地域共生社会の実現

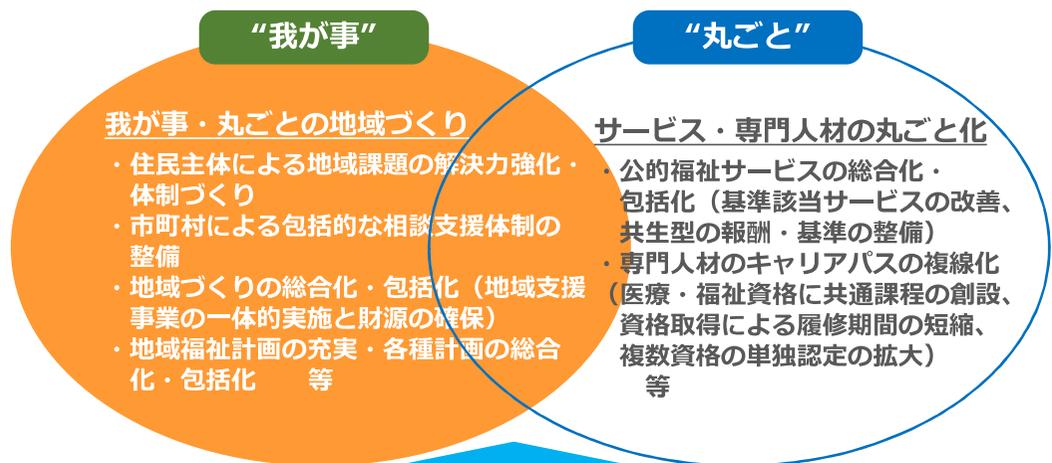
# ◆計画＝地域共生社会実現への道標

－厚労省「地域共生社会の実現に向けた福祉推進について」H29.12より－

## 「地域共生社会」とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

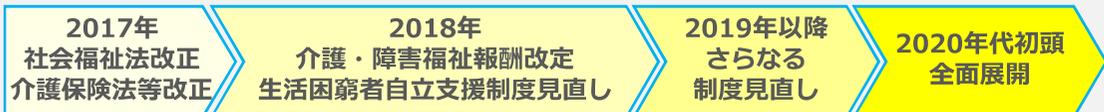
## 「地域共生社会」実現の全体像イメージ



縦割りの排除

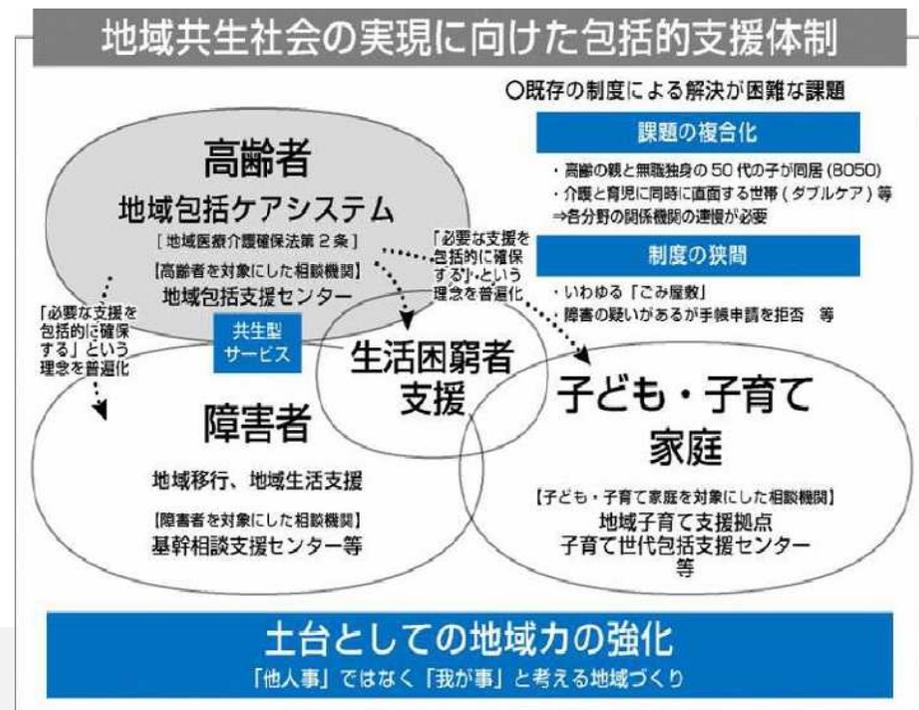
地域共生社会の理念の共有化  
国、自治体、社会福祉法人、住民の責務と行動

## 実現に向けた工程



厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料をもとに作成

## 目指すべき支援体制

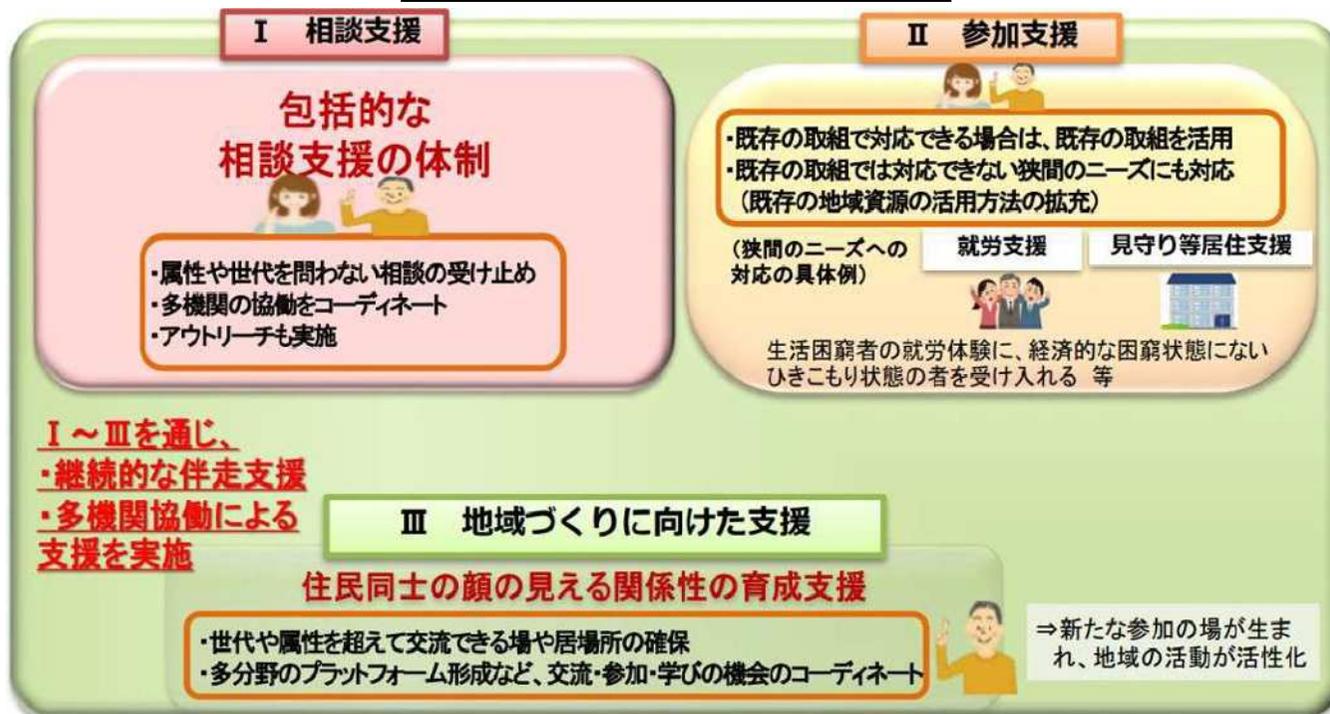


# ◆ 重層的支援体制整備事業 (社会福祉法改正 R3年4月施行)

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間へのニーズへの対応が困難。  
(一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ゴミ屋敷など))

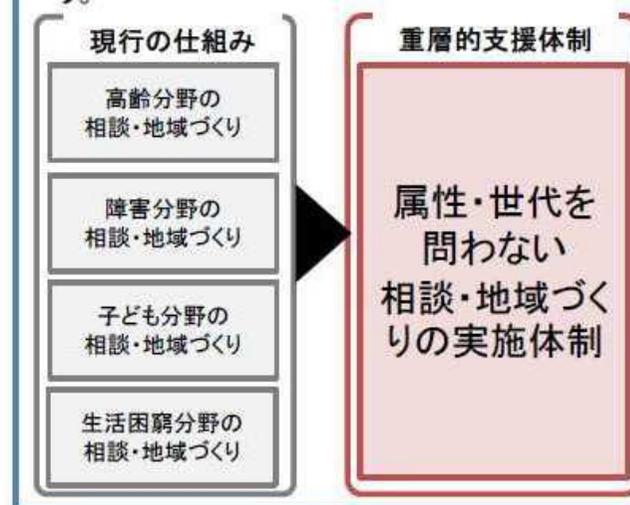
- 既存の介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援などの取り組みを活かしつつ、住民やその世帯の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築
- **I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援** を柱として、これらの支援を一層効果的に実施するために、「継続的な伴走支援」「多機関協働による支援」を一体的に実施し、重層的な支援体制(セーフティネット)の構築を目指す。

## 事業の全体像



### 相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**



# 富山市における「重層的支援体制整備事業」全体イメージ

～誰一人取り残さない地域共社会の実現のため持続可能な支援体制の構築を目指して～

## 多機関協働事業

多職種による連携や多機関の協働の円滑な実施を推進する。

## 包括的相談支援事業

世代や属性を超えた相談を受け止め、複雑化・複合化した課題は多機関協働調整担当につなげる。

### 介 護

◆地域包括支援センター

### 障 害

◆障害者相談支援事業

### 子 ど も

◆利用者支援事業

### 生活困窮

◆自立相談支援事業

### ① 多機関協働調整担当

相談内容に応じて、必要があれば支援会議の開催や、多機関協働管理担当へのつなぎを行う。

- 【高 齢 者】長寿福祉課
- 【障 害】障害福祉課
- 【子 ど も】こども保育課  
こども健康課
- 【生活困窮】生活支援課
- 【健康(心身)】保健所保健予防課  
保健福祉センター

### ② 多機関協働管理担当

重層的支援体制整備事業の事務局。

福祉政策課

必要に応じて

本人同意 なし

本人同意 あり

## アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

継続的な伴走による支援。

### ① 支援が届いていない人に支援を届ける。

※支援会議/重層的支援会議において利用を決定する。  
保健所保健予防課  
保健福祉センター

### ② 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける。

◆心配ごと相談事業  
(市社会福祉協議会)

会 議 体  
**支援会議** (随時開催)  
【①多機関協働調整担当が開催】  
社会福祉法第106条の6に規定。  
守秘義務を設け、支援の検討などを行う。

**重層的支援会議** (随時開催)  
【②多機関協働管理担当が開催】  
重層的支援体制整備事業の中で規定。  
関係機関と共に連携やプランなどについて検討する。

◆支援会議及び重層的支援会議への専門家によるアドバイス  
(医師、学識経験者、弁護士など)

### <相談支援機関間の連携を推進>

- ◆富山市相談援助者育成研修会
- ◆多機関連携研修会
- ◆多機関連携会議

### <事業推進のための協議>

- ◆重層的支援会議定例会  
(定期開催)
- ・PTメンバー
- ・随時メンバー

## 参加支援事業

社会とのつながりを作るための支援。  
狭間のニーズにも対応する参加支援を強化。

### ① 地域や社会とのつながりをつくるため、利用者のニーズを踏まえたマッチングやメニューをつくり、利用者の定着支援と受け入れ先の支援を行う。

※重層的支援会議において利用を決定する。  
◆社会福祉法人などへの委託

### ② 地域における社会資源の活用体制の構築

- ◆医療的ケア児等支援事業
- ◆聞き書きボランティア講座開催事業
- ◆聞こえのサポート事業
- ◆目の見えにくい方へのサポート講座
- ◆親なき後を見据えた啓発事業
- ◆わがまちサロン
- ◆健康長寿コンシェルジュ・サービス事業

## 地域づくり事業

住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、重層的支援体制整備事業に位置づく他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻防止を目指す。

### ◆地域介護予防活動支援事業

(単位老人クラブ、介護予防推進リーダー、介護ふれあいサークル、楽々いきいき運動)

### ◆生活支援体制整備事業

(第1層：市社会福祉協議会)  
(第2層：地域包括支援センター)

### ◆地域活動支援センター事業

(地域活動支援センターⅠ型・Ⅱ型・Ⅲ型)

### ◆地域子育て支援拠点事業

(子育て支援センター)

### ◆生活困窮者支援等のための地域づくり事業

- ・地域ぐるみ福祉活動推進事業(市社会福祉協議会)
- ・わがまち・わがごと・まるごと地域力強化推進事業(自治振興会など)